

書面揭示事項（重要事項の概要）

1. 事業者（法人）の概要

法人名	合同会社 HIT
本店所在地	〒421-1212 静岡市葵区千代一丁目5番10-3号
代表者（職名・氏名）	代表社員 望月 公成

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問看護事業所 令和2年8月1日指定 指定介護予防訪問看護事業所 令和2年8月1日指定 静岡市 第2264290590号 医療番号 4290590		
事業所名	訪問看護ステーションはとり		
所在地	〒421-1215 静岡市葵区羽鳥三丁目5-12 メゾンリメイラ105号室		
電話番号	054-294-8106	FAX番号	054-294-8107
管理者	米沢 美和		
サービス提供地域	静岡市葵区・駿河区の一部（ステーションから概ね車で片道20分以内） ※但し、旧梅ヶ島村、旧玉川村、旧井川村、旧大川村、旧大河内村、旧清沢村、旧美和村、旧服織村、旧南藁科村、旧中藁科村を除く）		

3. 事業所の職員体制（令和7年1月1日時点）

職種	従事するサービス内容等	人員配置
管理者（看護師）	業務の管理を一元的に行います。	常勤 1名
看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書に従い、利用者様の状態に合わせ必要に応じたサービスを提供します。	常勤 2名 非常勤 2名
理学療法士	利用者様の心身の状態に合わせたりハビリテーションを提供します。（理学療法士等による訪問看護は、看護職員の代わりにさせる訪問です）	常勤 4名
作業療法士		非常勤 0名
言語聴覚士		
事務職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	兼務 2名

4. 営業日および営業時間

営業日	平日：月曜日から金曜日まで 午前9時～午後5時まで
定休日	土日祝、及び年末年始（12/29～1/3）

※緊急時訪問看護加算の対象者については24時間対応致します。

5. 事業所におけるサービス提供方針

- (1) 指定訪問看護及び介護予防訪問看護（以下、「指定訪問看護」といいます）の実施にあたっては、主治医の指示のもと、要介護状態にあって居宅において介護を受ける利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持・改善を図るとともに、在宅医療を推進し、在宅療養が継続できるよう支援します。

- (2) 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図り、地域医療に貢献します。

6. 提供するサービスの内容

- (1) 健康状態の観察（血圧・体温等の測定、病状の観察など）
- (2) 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- (3) 服薬支援
- (4) カテーテル類の管理・褥瘡の処置・点滴など医師の指示に基づいての看護
- (5) 認知症患者の看護・相談
- (6) 在宅リハビリテーション看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導
- (8) 生活用具や在宅サービス利用、社会資源の活用などについての相談
- (9) 終末期の看護
- (10) 精神科訪問看護

7. 訪問看護を提供する担当者

訪問看護を提供する担当者は事業者が決定し、必要に応じて変更します。担当者を変更する場合は事前にお知らせします。担当者に関して利用者からご希望があった場合でも、そのご希望に沿えないことがあります。

8. 訪問看護から行く理学療法士等によるリハビリテーションについて

- (1) 利用者の状況や実施した看護（看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む）の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」について共同作成の義務があります。
- (2) 「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用の状態について適切に評価を行うとともに、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であることをご承知いただいた上でサービスを提供させていただきます。

9. サービス利用料および支払方法

- (1) 指定訪問看護を提供した場合、介護保険法・健康保険法等に規定する基本利用料の支払いを利用者から受けるものとします。

(2) 利用料の支払い方法

毎月 15 日前後に前月分の請求書をお渡しいたします。

①利用者の所定の口座から、自動振替の場合：

利用料は 1 ヶ月単位とし、当該月の利用料は、利用月の翌月 27 日に利用者が指定する口座から振り替えます。（27 日が土・日・休日の場合は、その翌日）振替後の訪問時に領収証をお渡しいたします。

当事業所は銀行口座自動引き落としを次の業者に業務委託しています。

会社名	静銀経営コンサルティング株式会社
電話	054-348-1491
住所	静岡市清水区草薙北 2 番 1 号

②現金払いの場合：

利用料は一ヶ月単位とし、訪問時に集金し領収証をお渡しいたします。

③口座振込については、原則的にはご利用できません。

10. 保険外サービス（全額自己負担）

○交通費（医療保険対象者のみ）

事業所からご利用者の居宅までの距離に応じて、以下の交通費が訪問毎に発生します。尚、ガソリン小売価格に著しい変動が生じた場合は予告の上、料金を変更する場合がございます。

事業所からの距離	片道 10 km未満	350 円
	片道 10 km以上	600 円

○キャンセル料（医療・介護）

訪問看護利用日の前営業日の午後5時まで	不要
訪問看護利用日の当日に連絡なく不在の場合	2,000 円

※サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡をお願いいたします。

ただし、利用者様の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

○死後の処置及び死亡診断後の訪問看護サービス（医療・介護）

- ① ご利用者・ご家族の希望により、死後の処置（エンゼルケア）を行った場合、亡くなられた後の処置と処置材料費込みで、下記料金を徴収いたします。

死後の処置費用	15,000 円
---------	----------

- ② 死亡診断後の訪問を行い、死後の処置を行わなかった場合、実費の訪問看護サービスとして、下記料金を徴収いたします。

死亡診断後の訪問	5,000 円
----------	---------

- ③ 上記費用に以下の営業時間外における訪問加算を徴収いたします。

平日	日中（8時～18時）	0 円
	早朝（5時～8時）・夜間（18時～22時）	1,500 円
	深夜（22時～翌日5時）	4,000 円
定休日	日中（8時～18時）	2,000 円
	早朝（5時～8時）・夜間（18時～22時）	3,500 円
	深夜（22時～翌日5時）	6,000 円

○オプションサービス（自費訪問看護サービス）

自費での訪問看護のご利用も可能です。受診の同行等についても、別途ご相談ください。

① 自費訪問看護サービスの提供

- ・自費訪問看護サービスは利用者本人、家族、その他介護者の要請を受け、支払者の同意を受けた上で提供するサービスとなります。
- ・自費訪問看護サービスは介護・医療保険への請求外サービスであり、下記料金設定

に基づいた金額を後日請求させていただきます。

- ・その他詳細の取決め事項については利用者様と当事業所の協議の上、決定致します。

② 自費訪問看護サービスの料金設定

2,000 円/15 分（以降 15 分毎に 2,000 円が加算されます）

～15 分まで	15 分を超え 30 分まで	30 分を超え 45 分まで	45 分を超え 60 分まで	以降 15 分毎
2,000 円	4,000 円	6,000 円	8,000 円	2,000 円加算

③ 上記費用に以下の営業時間外における加算を徴収いたします。

平日	日中（8 時～18 時）	0 円
	早朝（5 時～8 時）・夜間（18 時～22 時）	1,500 円
	深夜（22 時～翌日 5 時）	4,000 円
定休日	日中（8 時～18 時）	2,000 円
	早朝（5 時～8 時）・夜間（18 時～22 時）	3,500 円
	深夜（22 時～翌日 5 時）	6,000 円

④ 自費訪問看護サービスにかかる諸経費の取扱い

- ・自費訪問看護サービスを提供することに伴う諸経費(物品、交通費、駐車場代等)はご利用者様負担となります。
- ・ご利用者様負担の上記交通費には、サービスが適用された場所から当事業所までの職員の交通費を含みます。

11. 緊急時、事故発生時の対応方法

(1)指定訪問看護の実施中に利用者には病状の急変、その他の緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとします。

(2)利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとします。

(3)利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

(4)台風・風雪水害・地震災害等の天災、または著しく天候が悪く、サービスの実施が困難と判断した場合、サービスの提供を中止又は訪問時間を変更して実施する等、安全を優先して対応させて頂くことがあります。

12. 秘密保持

(1)事業者および従業員は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。

(2)事業者および従業員は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

(3)前第1項及び第2項に関らず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

13. 高齢者虐待防止・身体拘束の原則禁止

本事業者は、利用者の人権擁護・虐待の防止の為に次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1)研修を通じて、従業員の人権意識の向上や知識向上に努めます。
- (2)従業員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制（事業所ミーティング等）を整える他、従業員がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。
- (3)責任者の設置

訪問看護ステーション 管理者／人権擁護・虐待防止責任者 米沢美和

- (4)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業員へ周知します。
- (5)やむを得ない身体拘束を行う際は、その理由や期限、状況を明確に記録に記載し、状況を改善するアセスメントなども同時に記録し、同状況が長く続かないように周囲の支援者関係機関とともに努力します。

14. 相談窓口・苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

(1) 相談・苦情の受付

電話番号	054-294-8106	FAX 番号	054-294-8107
担当者	管理者 米沢 美和		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、 管理者、担当者に引き継ぎます。		

(2) 行政機関その他苦情受付機関

静岡市役所 介護保険課	所在地：静岡市葵区追手町 5-1 電話番号：054-221-1377
静岡県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所在地：静岡市葵区春日 2 丁目 4-34 電話番号：054-253-5590

15. 訪問看護のご利用に当たっての留意事項

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- (1)看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねます。
- (2)利用者の家族等に対する訪問看護サービスの提供はいたしかねます。

- (3) 看護師等は、本契約の「提供するサービスの内容」以外のサービスについてはお受けいたしかねます。
- (4) 看護師等に対する高価な物品や贈り物の授受、飲食等のおもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (5) 看護師等に対し、看護師等の心身に危害を及ぼし、又は及ぼす恐れのある行為は行わないで下さい。
 - ① 暴力又は暴言その他の迷惑行為
 - ② 不快感を与える性的な言動

16. 非常災害時対策

本事業者は、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、市町村や他の社会福祉施設等と連携し、協力することができる体制を構築するよう努める。

17. 暴力団員排除に関して

本事業所を運営する法人の役員及び、事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)ではありません。またその事業の運営について、暴力団員の支配を受けません。

以 上